

防人 1 第 6 6 4 号
4 9 . 2 . 2 1
改正 防人服 (事) 第 1 5 2 号
2 9 . 3 . 3 1

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官

所在不明隊員の取扱（昭和 3 4 年 5 月 8 日次発人事第 4 5 号）の
運用基準について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通知する。

なお、本運用基準制定に伴い、所在不明隊員の取扱（昭和 3 4 年 5 月 8 日次
発人事第 4 5 号）の一部を次のように改める。

記 4 (2) ハ中「なお、所在不明中の隊員については、法第 4 2 条の規定による
処分は行わないこと。」を削る。

添付書類：所在不明隊員の取扱の運用基準

所在不明隊員の取扱の運用基準

所在不明隊員については、今後、所在不明隊員の取扱（昭. 34.5.8 次発人事第45号。以下「通達」という。）を下記のとおり運用することとする。

記

- 1 部隊等の長は、部下隊員の所在が不明となつたときは、通達により当該隊員の搜索、警務隊の長への協力依頼、留守家族に対する連絡及び警察への保護願を行うほか、当該隊員の友人及び知人、関係市町村等に行方を照会する等所在及び所在不明の原因について徹底した調査を行うこと。
- 2 部隊等の長は、所在不明隊員の所在又は所在不明の原因が明らかになつたときは、すみやかに通達4(2)イ又はロにより措置すること。
- 3 所在不明となつてから20日を経過しても、なお、所在が明らかとならない隊員については、次の(1)又は(2)によることとする。
 - (1) 当該所在不明が当該隊員の意志によることが、人的物的証拠により明白である場合（十分推測できる場合を含む。）は、懲戒免職処分（所在不明時の事情から分限免職を相当と認めるときは分限免職）を行うこと。
 - (2) (1)以外の場合は、なお、警察、当該隊員の家族、知人及び友人、関係市町村等と十分な連絡を行い、その所在又は所在不明の原因の調査に努めるとともに、所在又は所在不明の原因が明らかとなつたときは、通達4(2)イ又はロに準じた措置を行うこと。
- 4 所在不明となつてから1月を経過しても、なお、所在が不明の場合には、所在不明となつた時の遺留品、本人の言動又は置き書き、手紙、銀行口座からの現金引き出し状況等の所在不明となつた後の調査で判明した事実等から判断し、所在不明の原因として規律違反の事実が明白で争う余地がないときは、懲戒免職処分を行うこと。

所在不明となつてから1月を経過しても、なお、所在が不明の場合であつて、懲戒免職処分を行わないときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第42条第3号の規定に基づき、分限免職を行うこと。

なお、所在不明となつてから、1月を経過するまでに、所在不明のまま免職されずに任期が満了し、又は定年に達した隊員については、任期満了又は定年による退職として取り扱うこととする。
- 5 3又は4により所在不明のまま免職された隊員の所在又は所在不明の原因が当該処分後に明らかとなつた場合において、当該所在不明の原因が懲戒免職又は分限免職の事由に該当しないことが明らかとなつたとき及び3又は4

により所在不明のまま免職された隊員の死亡が当該処分後に確認された場合で死亡の日が当該処分の日前であることが明らかであるときは、当該懲戒免職処分等を取り消すこと。